

第25回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時

場所

千葉県柏市若柴178番地 4
柏の葉カンファレンスセンター
（三井ガーデンホテル柏の葉2階）

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目次

第25回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（提供書面）	
事業報告	21
計算書類	42
監査報告書	45

株主の皆様へのお願いとお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ① 株主の皆様のご安全とご安心のため、株主総会当日のご来場はできるだけお控えいただき、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ② 当社の運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ③ 会場受付にて非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。その際、37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- ④ 会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。ご入場の際はアルコール消毒液のご使用及びマスクのご着用にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ⑤ 会場内に体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただく場合がございます。
- ⑥ 今後の状況により、株主総会運営上大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイト内にてお知らせいたします。

ナノキャリア株式会社

証券コード：4571

証券コード 4571
2021年6月9日

株 主 各 位

千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15
ナノキャリア株式会社
代表取締役社長 松 山 哲 人

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述の議決権行使についてのご案内に従って2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時
2. 場 所

2021年6月24日（木曜日）午前10時
千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉カンファレンスセンター
（三井ガーデンホテル柏の葉2階）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

第25期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案
第2号議案
第3号議案
第4号議案
第5号議案
第6号議案

定款一部変更の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
監査等委員である取締役3名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
監査等委員である取締役の報酬額設定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

4. インターネットによる開示について

監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と、当社ウェブサイトに掲載の「個別注記表」とで構成されております。

本招集ご通知の提供書面のうち、「個別注記表」につきましては法令及び定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。(URL <https://www.nanocarrier.co.jp/>)

5. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎本年は定時株主総会終了後に開催しておりました会社説明会は実施いたしません。また、ご出席の皆様にお配りしていた「お土産」は取りやめとさせていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (URL <https://www.nanocarrier.co.jp/>) に掲載させていただきます。また、本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net/>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否を入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2021年6月23日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。  
また、インターネットによつて複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031

(受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ① 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

- ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。
- これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
- (3) 当社は、2021年4月より本社経営効率の向上を図るため、本社機能を千葉県柏市から東京都中央区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて、現行定款第3条に定める本店の所在地を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則<br>第1条～第2条 (省 略)<br>第3条 (本店の所在地)<br>当社は、本店を <u>千葉県柏市</u> に置く。<br>第4条 (機関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1 取締役会<br>2 <u>監査役</u><br>3 <u>監査役会</u><br>4 <u>会計監査人</u><br>第5条 (省 略) | 第1章 総則<br>第1条～第2条 (現行どおり)<br>第3条 (本店の所在地)<br>当社は、本店を <u>東京都中央区</u> に置く。<br>第4条 (機関)<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1 取締役会<br>2 <u>監査等委員会</u><br>(削 除)<br>3 <u>会計監査人</u><br>第5条 (現行どおり) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (省 略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (省 略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (員数)</p> <p>当会社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第19条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>3. (省 略)</p> <p>第20条 (省 略)</p> <p>第21条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>並びに監査等委員会</p> <p>第18条 (員数)</p> <p>当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。<br/>2.当会社の監査等委員である取締役は、4名以内(その過半数は社外取締役とする。)とする。</p> <p>第19条 (選任方法)</p> <p>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>第21条 (任期)</p> <p>取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（省 略）</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（新 設）</p> <p>第25条（省 略）</p> <p>（新 設）</p> | <p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2.取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条（現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>第25条（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第26条（現行どおり）</p> <p><u>第27条（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第26条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第28条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (省 略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条 (員数)</p> <p>当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>第31条 (選任方法)</p> <p>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> | <p>第28条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 (監査等委員会規程)</p> <p>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第31条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                     | 変更案   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>第32条 (任期)</u></p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>     | (削 除) |
| <p><u>第33条 (常勤の監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                     | (削 除) |
| <p><u>第34条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削 除) |
| <p><u>第35条 (監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                    | (削 除) |
| <p><u>第36条 (監査役会の議事録)</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>                                            | (削 除) |
| <p><u>第37条 (監査役会規程)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                   | (削 除) |
| <p><u>第38条 (報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                          | (削 除) |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第39条（監査役の責任免除）</u><br/> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人<br/> 第40条～第42条（省 略）<br/> 第7章 計算<br/> 第43条～第46条（省 略）</p> <p>（新 設）</p> | <p>（削 除）</p> <p>第5章 会計監査人<br/> 第33条～第35条（現行どおり）<br/> 第6章 計算<br/> 第36条～第39条（現行どおり）<br/> 附則<br/> <u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u><br/> <u>1. 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であったものを含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/> <u>2. 監査等委員会設置会社移行前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、監査等委員会設置会社移行に伴う変更前の定款第39条の定めるところによる。</u></p> |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1          | 再任<br>まつ やま てつ ひと<br>松 山 哲 人<br>(1962年7月3日生)  | 1986年4月 三菱商事株式会社入社<br>2002年9月 ナノテク・パートナーズ株式会社代表取締役<br>2003年5月 株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役<br>COO兼CFO、代表取締役社長歴任<br>2007年10月 株式会社CSK-IS執行役員<br>2010年5月 株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員<br>海外事業グループCOO等歴任<br>2012年11月 日東紡績株式会社参与、同理事、ニッポー<br>ーメディカル株式会社専務取締役等歴任<br>2014年12月 当社顧問<br>2015年6月 当社取締役CFO兼社長室長<br>2018年6月 株式会社イントラスト取締役（現任）<br>2019年11月 当社代表取締役社長CEO（現任）               | 17,700株            |
| 2          | 再任<br>あき なが し ろう<br>秋 永 士 朗<br>(1956年11月28日生) | 1981年4月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会<br>社）入社<br>1994年4月 同社医薬研究所主任研究員<br>2001年4月 同社創薬研究本部がん領域マネジャー<br>2004年4月 同社研究開発本部臨床開発一部次長<br>2006年4月 同社研究開発本部国際開発部長、臨床開発第<br>一部長歴任<br>2008年10月 協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式<br>会社）開発本部臨床開発第一部長<br>2011年3月 同社執行役員国際開発統括<br>2013年3月 同社フェロー<br>2017年3月 アキュルナ株式会社取締役CSO<br>2018年11月 同社代表取締役社長<br>2020年6月 当社取締役<br>2020年9月 当社取締役研究開発本部長CSO（現任） | 29,260株            |
| 3          | 再任<br>ふじ もと こう じ<br>藤 本 浩 治<br>(1972年11月20日生) | 1996年4月 日産建設株式会社（現りんかい日産建設株式<br>会社）入社<br>2002年11月 当社入社<br>2005年7月 当社管理部総務人事課長<br>2015年5月 当社管理部次長<br>2017年4月 当社総務人事部長<br>2019年12月 当社コーポレート本部長<br>2020年6月 当社取締役コーポレート本部長（現任）                                                                                                                                                                                    | 10,500株            |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4         | 再任・社外<br>おか の てる お<br>岡 野 光 夫<br>(1949年3月21日生)    | 1994年1月 東京女子医科大学医用工学研究施設教授<br>1994年1月 米国ユタ大学薬学部併任教授（現任）<br>1996年6月 当社取締役（現任）<br>2001年4月 東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授<br>2001年5月 株式会社セルシード取締役<br>2014年4月 東京女子医科大学名誉教授・特任教授（現任）<br>2016年9月 米国ユタ大学薬学部細胞シート再生医療センター長（現任）<br>2020年4月 東京女子医科大学先端生命医科学センター長（現任）                                                             | 316,800株           |
| 5         | 再任・社外<br>かた おか かず のり<br>片 岡 一 則<br>(1950年11月27日生) | 1979年4月 東京女子医科大学医用工学研究施設助手、講師、助教授歴任<br>1989年4月 東京理科大学基礎工学部助教授、教授歴任<br>1998年4月 東京大学大学院工学系研究科教授<br>2004年7月 東京大学大学院医学系研究科教授（併任）<br>2015年7月 公益財団法人川崎市産業振興財団ナノ医療イノベーションセンター センター長（現任）<br>2016年4月 東京大学特任教授<br>2016年6月 東京大学名誉教授（現任）<br>2016年7月 公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長（現任）<br>2020年6月 日産化学株式会社取締役（現任）<br>2020年6月 当社取締役（現任） | 317,350株           |
| 6         | 新任・社外<br>まつ むら あつし<br>松 村 淳<br>(1962年1月24日生)      | 1986年4月 野村證券株式会社入社<br>2008年1月 株式会社クワイエット・パートナーズ代表取締役<br>2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ代表取締役（現任）<br>2012年3月 当社取締役<br>2017年3月 株式会社ALBERT取締役<br>2019年12月 アクセルマーク株式会社取締役会長<br>2020年5月 株式会社ALBERT取締役会長（現任）<br>2021年3月 アクセルマーク株式会社取締役（現任）                                                                                     | 一株                 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|-----------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 7         | <div>新任・社外</div> <div>飯 野 智<br/>(1965年 7 月 9 日生)</div>     | 1989年 4 月 株式会社日立製作所入社<br>2000年 3 月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社<br>2004年 2 月 同社取締役<br>2010年 9 月 株式会社ウィズ・パートナーズ執行役員<br>2012年 3 月 当社取締役<br>2013年 4 月 株式会社ウィズ・パートナーズ投資運用部長<br>2013年 6 月 株式会社アドバンスト・メディア取締役（現任）<br>2015年 3 月 株式会社ウィズ・パートナーズマネージング・ディレクターファンド事業CIO（現任）<br>2017年 3 月 株式会社ALBERT取締役（現任）<br>2019年12月 アクセルマーク株式会社取締役（現任）<br>2019年12月 株式会社CRI・ミドルウェア取締役（現任） | 一株                 |
| 8         | <div>新任・社外</div> <div>長 谷 川 由 紀<br/>(1978年 2 月 1 日生)</div> | 2007年 1 月 理化学研究所ゲノム科学総合研究センター研究員<br>2008年 4 月 同所オミックス基盤研究領域ポスドクフェロー<br>2010年 4 月 同所オミックス基盤研究領域研究員<br>2013年 4 月 同所ライフサイエンス技術基盤研究センター副チームリーダー<br>2014年 9 月 旭化成株式会社主査<br>2016年 7 月 株式会社ウィズ・パートナーズアソシエイト・ディレクター<br>2019年 4 月 同社ディレクター<br>2021年 5 月 同社ヘルスケア・インベストメント・ヘッド（現任）                                                                                  | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松山哲人を取締役候補者とした理由は、上場企業やバイオベンチャーにおいて、社長や取締役等として経営に関する幅広い経験と見識を有し、海外におけるビジネス経験も豊富であり、当社においては2015年よりCFOとして、2019年より代表取締役社長として当社の経営戦略決定や職務執行の中核を担っており、今後も経営全般にわたる適切な意思決定と職務執行の中核を担う重要な人材と考えているためです。
3. 秋永士朗を取締役候補者とした理由は、製薬企業における研究及び国内外の臨床開発に幅広い経験と見識を有し、当社が2020年9月に吸収合併したアキュルナ株式会社のCEOを務めるなど経営経験も豊富であり、研究開発本部長CSOとして、当社の研究開発全般を牽引しており、今後も経営の重要事項の決定及び研究開発に関する職務執行を担う重要な人材と考えているためです。
4. 藤本浩治を取締役候補者とした理由は、入社以来15年以上にわたり、コーポレート部門における豊富な経験に基づく高い見識を有しており、当社の経営管理推進とコンプライアンス向上による持続的な企業価値向上に努め、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を果たす重要な人材と考えているためです。
5. 岡野光夫、片岡一則、松村淳、飯野智及び長谷川由紀は、社外取締役候補者であります。また、当社は岡野光夫及び片岡一則を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き岡野光夫及び片岡一則が独立役員となる予定です。

6. 岡野光夫を社外取締役候補者とした理由は、当社技術の発明者の一人であり、技術的または事業戦略的な見地から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 片岡一則を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりバイオマテリアルの研究に従事し、当社技術の発明者としてミセル化ナノ粒子技術に豊富な知見を有していることから、当社の研究開発戦略に関して専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督いただくことを期待したためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
8. 松村淳を社外取締役候補者とした理由は、戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を保有しており、企業経営の専門家としての視点に基づき、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。
9. 飯野智を社外取締役候補者とした理由は、投資会社においてヘルスケア・IT領域を中心とした多数のベンチャー企業への投資・育成経験があることから、これまでの知見を活かし、当社の事業開発分野等に関する有益な助言・指導をいただくことを期待したためであります。
10. 長谷川由紀を社外取締役候補者とした理由は、研究機関及び製薬会社において研究者として長年の経験を有し、投資会社においてはヘルスケア領域を中心に投資・育成を行ってきた経験があり、当社の研究開発やIR戦略等につき有益な助言・指導をいただくことを期待したためであります。
11. 社外取締役候補者の本定時株主総会終結の時までの在任年数は、岡野光夫は25年、片岡一則は1年であります。
12. 松村淳、飯野智及び長谷川由紀が所属する株式会社ウィズ・パートナーズは、THEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合及びウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。2021年5月10日現在でTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合が保有する当社の転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の潜在株式数は15,663,866株、ウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合が保有する当社の新株予約権の潜在株式数は5,650,100株であります。
13. 当社は岡野光夫及び片岡一則との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、岡野光夫及び片岡一則が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、松村淳、飯野智及び長谷川由紀が原案どおり選任されますと、各氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
  - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
14. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当社の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | 新任<br>みや じま まさ はる<br>宮 嶋 勝 春<br>(1954年4月24日生)     | 1979年4月 ゼリア新薬工業株式会社入社<br>1985年11月 同社中央研究所製剤研究部主任研究員、部長<br>歴任<br>2000年3月 テルモ株式会社研究開発センター主任研究員<br>2006年4月 奥羽大学薬学部准教授<br>2008年8月 武州製薬株式会社製造技術部部长、EHS部担<br>当部長歴任<br>2016年6月 一般社団法人製材機械技術学会事務局長<br>2017年6月 当社研究部部长<br>2020年4月 当社研究部担当部長（現任）                                                                                                    | 400株               |
| 2         | 新任・社外<br>なか やま み え こ<br>中 山 美 恵 子<br>(1962年9月5日生) | 1985年4月 アメリカンファミリー生命保険会社入社<br>2002年4月 司法研修所入所<br>2003年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）<br>2003年10月 真法律事務所入所<br>2010年4月 悠綜合法律事務所パートナー弁護士（現任）<br>2017年6月 当社監査役（現任）                                                                                                                                                                                     | 1,600株             |
| 3         | 新任・社外<br>かわ い たか し<br>川 井 隆 史<br>(1964年3月4日生)     | 1988年4月 国民金融公庫（現日本政策金融公庫）入庫<br>1992年9月 アーサーアンダーセン（現有限責任あずさ監<br>査法人）入所<br>1996年9月 日本コカ・コーラ株式会社入社<br>2002年1月 GEコンシューマーファイナンス C&SF部門<br>ディレクター<br>2006年3月 株式会社メディビックグループ専務取締役管<br>理本部長<br>2008年6月 株式会社リードビジネスインフォメーション<br>フィナンスディレクター<br>2009年9月 株式会社イントラスト財務経理部長<br>2011年4月 川井公認会計士事務所代表（現任）<br>2016年2月 ハンズオン・CFO・パートナーズ株式会社代<br>表取締役社長（現任） | 一株                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山美恵子及び川井隆史は、社外取締役候補者であります。また、当社は中山美恵子を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き中山美恵子と新規に川井隆史が独立役員となる予定です。
3. 宮嶋勝春を取締役候補者とした理由は、医薬品業界における開発及び製造に関する豊富な経験・知識を有し、医薬品開発に関するGMP規制等に精通しており、監査等委員である取締役として当社経営全般を監視いただくことにより、コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待しているためであります。
4. 中山美恵子を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、監査等委員である社外取締役として当社経営全般を監視いただくこと、また、当社の内部管理体制等につき意見をいただくことにより、コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待しているためであります。
5. 川井隆史を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識及び事業会社における経営管理部門での経験を活かし、監査等委員である社外取締役として当社経営全般を監視いただき、当社の財務会計等に関し意見をいただくことにより、コンプライアンスの強化に寄与していただくことを期待しているためであります。
6. 当社は、中山美恵子との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は、当該契約をあらためて締結する予定であります。
- また、川井隆史の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案した上で相当と考えられる金額として、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきますたく存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役5名）となります。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案した上で相当と考えられる金額として、年額40百万円以内とさせていただきたく存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

当社の取締役の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は、2020年6月26日開催の第24回定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。）とは別枠で、年額50百万円以内（これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年200,000株以内）として株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される普通株式の総数は、年200,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲で取締役会において決定いたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

なお、本譲渡制限付株式の付与は、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役5名）となります。

上記による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（3年以上の期間とし、以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限の解除

当社は、各対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったこと等を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により取締役の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、本割当契約及び当社の定める譲渡制限付株式報酬規程の定めに従い合理的に調整するものとする。

#### (3) 本割当株式の無償取得

各対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により経済活動が制限され、企業収益の悪化や雇用情勢の低迷が続いており、大変厳しい状況で推移いたしました。政府による社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた施策、ワクチン接種の進捗等により景気回復が期待されますが、変異ウイルスの脅威や感染再拡大の懸念等から、国内外ともに先行き不透明で予断を許さない状況になっております。

このような経済環境のもと、当社は主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、経営基盤強化のためのM&A等による外部経営資源の活用などに積極的に取り組んでまいりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の当事業年度における業績への影響につきましては、当社は医薬品等の研究開発段階にあるため、軽微であったと判断しております。

##### (ミセル化ナノ粒子による臨床パイプラインの進捗状況)

ミセル化ナノ粒子による臨床パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

NC-6004（シスプラチンミセル）につきましては、ライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd.と共同で頭頸部がんを対象に、NC-6004及び免疫チェックポイント阻害剤「キイトルーダ®」との併用による第Ⅱ相臨床試験を実施しております。欧米地域において、2019年7月より投与を開始し、2020年6月、第Ⅱa相試験の主要評価項目（キイトルーダ®併用時の推奨用量の決定）を達成し、2020年11月、欧州、台湾において第Ⅱb相試験を開始いたしました。本試験は、キイトルーダ®単剤との比較試験です。

NC-6300（エピルビシンミセル）につきましては、米国で軟部肉腫を対象に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施中です。対象疾患として第Ⅰ相パート試験で有効性が示唆された軟部肉腫の一種である血管肉腫にターゲットを絞り、有効性及び安全性を確認する追加試験を実施しており、2020年10月に患者登録が完了しております。現在も治験薬の投与が継続されておりますが、並行してデータ解析を実施しております。なお、本剤は米国食品医薬品局（FDA）より本適応に対するオーファンドラッグの指定※<sup>1</sup>を受けております。

新たに拡充いたしました乳がんの約50%で過剰発現する転写因子PRDM14に対するsiRNA医薬NC-6100 (SRN-14/GL2-800) につきましては、治癒的切除不能又は遠隔転移を有する再発乳がんを対象に公益財団法人がん研究会有明病院において2020年9月より医師主導第Ⅰ相臨床試験が開始されました。本剤は2020年9月1日付で統合したアキュルナ株式会社と複数のアカデミア研究機関が共同研究を進めてきた核酸プロジェクトの一つです。

NK105 (パクリタキセルミセル) につきましては、2021年5月12日、日本を含むアジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社から、第Ⅱ相臨床試験結果より乳がんでの開発を中止する旨発表されております。

#### ※1 オーフアンドラッグ指定 (希少疾病用医薬品指定)

米国における患者数20万人以下の希少疾病に対する新薬開発を促進するために米国FDAが与えるもので、オーファンドラッグの指定を受けると、7年間の排他的先発販売権が与えられます。また、米国政府からの補助金の獲得、臨床研究費用の税額控除、FDA申請における医薬品審査手数料の免責、治験実施計画書の審査に対しての優遇措置が受けられます。

#### (導入臨床パイプラインの進捗状況)

導入臨床パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

Vascular Biogenics Ltd. (イスラエル、以下「VBL」といいます。) から国内の開発及び販売権に関するライセンスを取得した遺伝子治療製品 VB-111につきましては、現在、同社が米国を中心にプラチナ抵抗性卵巣がんを対象に国際共同第Ⅲ相臨床試験 (OVAL試験) を実施しております。2020年3月、当社はOVAL試験に日本から参画することを決定し、準備を進めてまいりましたが、2020年11月、国内第Ⅲ相臨床試験開始のため、医薬品医療機器総合機構に対し治験計画届を提出し、治験実施施設において準備が進んでおります。現在、複数の施設において患者リクルートが開始されており、投与に向けた手続きが進捗しております。なお、当社は、2019年11月、同パイプラインの国内開発に向け、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法※2) に基づく第一種使用規程の厚生労働大臣・環境大臣連名による承認を取得しております。また、本製剤につきましては、VBLにおいて海外で大腸がん及び膠芽腫の第Ⅱ相臨床試験も進められております。

セオリアファーマ株式会社と共同開発中の耳鼻咽喉科領域における開発候補品 ENT103につきましては、国内において中耳炎を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響等により患者登録に遅れが生じておりますが、施設の入れ替えや医師との連携により、患者登録の加速化に努めております。

## ※ 2 カルタヘナ法

生物の多様性を保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるもの（人の健康に対する危険も考慮したもの）の安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することに寄与することを目的として2003年に国際発効したカルタヘナ議定書を日本で実施するための法律です。遺伝子組換え生物等を用いた遺伝子治療臨床試験は、カルタヘナ法における拡散防止措置を執らずに行う使用等（第一種使用等）に該当します。遺伝子治療用製品の治験の実施にあたっては、第一種使用規程を定め、生物多様性影響評価書を提出して大臣承認を受ける義務があります。

### （パイプライン拡充）

パイプライン拡充につきましては、吸収合併いたしましたアキュルナ株式会社が進めておりました核酸医薬品の研究を継承、推進しております。低分子医薬や抗体医薬では標的となり得なかった遺伝子からの転写因子であるRNAをターゲットとした新たな治療法の提供を可能とします。

国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学との共同研究プロジェクトである長鎖非翻訳RNA TUG1に対するASO（アンチセンスオリゴ）医薬は、臨床開発への移行を視野に入れた次期パイプライン候補として、非臨床試験を推進しております。本件は、日本医療研究開発機構（AMED）の革新的がん医療実用化研究事業に採択されております。

軟骨の増殖・分化に関わる転写因子RUNX1のmRNA医薬につきましては、2021年4月にアクセリード株式会社と共同で株式会社PrimRNAを設立し、非臨床試験の実施、GMP製造の確立及び第Ⅰ相臨床試験の実施に向け、事業を開始いたしました。本件は、AMEDの医療研究開発革新基盤創成事業に採択されております。

アキュルナ株式会社から継承いたしました核酸医薬のDDS技術は、核酸医薬品の生体内での搬送上の課題を解決するとともに、従来のDDSの製造工程が複雑であるという課題を解決するもので、アカデミアとの共同研究や企業との協働により新規パイプラインの拡充を推進しております。

### (事業開発の状況)

事業開発活動につきましては、2020年7月15日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、アキュルナ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、同日付で同社との間で合併契約書を締結し、2020年9月1日付で実施いたしました。これにより、当社パイプライン及びパイプライン候補が拡充し、今後は核酸分野の更なる開発、mRNA創薬の一環としてのワクチン開発の推進等、シナジーの実現に向けた活動を推進してまいります。さらに、本合併の効力発生を契機に、同日付で研究部門と開発部門のより一層の連携と研究開発機能の強化を図ることを目的として、研究開発本部を創設する組織変更を行いました。

### (販売事業の状況)

販売事業につきましては、株式会社アルビオンが販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシアALホワイトニングイマキュレートエッセンスIDD用の当社技術を応用した原材料を供給しております。また、同社との共同開発製品であるスカルプトータルケア製品「Depth」事業を共同で推進しております。  
株式会社エイオンインターナショナルから国内販売権を取得した「Acti-PRP（血球細胞分離器）」につきましては、産婦人科PRP研究会の会員施設に対し「Acti-PRP」を販売し、あわせて臨床研究を実施しております。

以上の結果、当事業年度は、開発マイルストーン収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上、PRP事業に係る医療機器売上等により売上高は313,264千円（前事業年度売上高552,973千円）、営業損失は1,302,882千円（前事業年度営業損失1,105,796千円）、経常損失は1,278,764千円（前事業年度経常損失1,144,436千円）、当期純損失は2,835,793千円（前事業年度当期純損失2,009,676千円）となりました。なお、当事業年度におきまして、以下の営業外収益及び特別損失を計上しております。

- ・外国為替相場の変動による為替差益13,041千円を営業外収益に計上しております。これは主に、当社の保有する外貨建預金の評価替えにより発生したものであります。
- ・アキュルナ株式会社の吸収合併において発生したのれん1,553,178千円全額を減損処理したこと等により、減損損失1,553,251千円を特別損失に計上しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は4百万円であり、主なものは次のとおりであります。

|                              |      |
|------------------------------|------|
| アキュルナ株式会社の吸収合併により移転を受けた分析機器等 | 4百万円 |
|------------------------------|------|

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2020年9月1日を効力発生日として、アキュルナ株式会社の吸収合併を行い、同社が営んでおりました核酸医薬品等の研究開発事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区分                    | 第22期<br>(2018年3月期) | 第23期<br>(2019年3月期) | 第24期<br>(2020年3月期) | 第25期<br>(当事業年度)<br>(2021年3月期) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)             | 259                | 496                | 552                | 313                           |
| 経常利益 (△損失) (百万円)      | △5,304             | △1,774             | △1,144             | △1,278                        |
| 当期純利益 (△純損失) (百万円)    | △5,416             | △1,808             | △2,009             | △2,835                        |
| 1株当たり当期純利益 (△純損失) (円) | △125.39            | △39.14             | △32.68             | △41.53                        |
| 総資産 (百万円)             | 7,626              | 8,568              | 8,944              | 7,820                         |
| 純資産 (百万円)             | 4,661              | 5,879              | 8,768              | 7,499                         |
| 1株当たり純資産額 (円)         | 103.38             | 117.22             | 131.33             | 106.13                        |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「ナノテクノロジーを用いて、新たな価値を創造し、人々の健康と幸福に貢献します。」をミッションとし、「薬の未来を創造するイノベーションファーマを目指します。」をビジョンに掲げ、事業を推進しております。

当社は、既存事業であるミセル化ナノ粒子技術をコア技術とした医薬品開発を推進しつつ、当社の成長戦略として“早期収益化と革新技術の取り込みを推進”を掲げ、以下の3項目を重点目標としており、これらを最優先の対処すべき課題と認識しております。

##### ① 後期臨床開発への集中

当事業年度に引き続き、開発ステージ後期のパイプラインであるVB-111、ENT103、NC-6004の臨床開発に集中し、早期のライセンスアウト及び承認申請による収益化を目指し開発を推進します。

VB-111は、VBLが進める国際共同第Ⅲ相OVAL試験に参画し、国内における第Ⅲ相臨床試験の患者リクルートを開始しております。国際共同第Ⅲ相臨床試験に途中から日本が参画することで、開発期間を大幅に短縮して国内での承認取得を目指すことができます。標準治療がないプラチナ抵抗性卵巣がんに対する新たな治療法を提供するため、本製品の早期の国内上市を目指しております。

ENT103は、セオリアファーマ株式会社との共同開発により中耳炎を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施中です。本試験は耳科領域では四半世紀ぶりとなる本格的な国内治験であり、新規の治療薬を市場投入するため、本試験の早期終了と製造販売承認申請を目指しております。

NC-6004は、頭頸部がんを対象に、免疫チェックポイント阻害剤「キイトルーダ®」との併用による第Ⅱb相臨床試験を欧州、台湾において実施中です。がん治療の中心となった免疫チェックポイント阻害剤の併用薬としての製剤価値を創造し、本試験終了後のライセンスアウトを目指しております。

##### ② 核酸創薬の推進

核酸創薬においては、siRNA医薬、ASO医薬、mRNA医薬の3つのモダリティを進めており、そのパイプライン及びパイプライン候補は次表のとおりです。核酸創薬の推進により、低分子や抗体医薬では難しいとされた標的分子に対する新しい治療法を提供する臨床パイプラインの拡充を図ります。核酸創薬は新たな治療域を創造し、新たなマーケットを創出すると期待されています。当社が臨床開発中の既存パイプラインにこれら新規パイプラインが加わることで、当社パイプラインのポートフォリオが充実し、当社の収益向上に寄与することを目指します。

■核酸創薬分野のパイプライン及びパイプライン候補の概要

| モダリティ   | ターゲット  | 現在の状況                                                                                                                                          |
|---------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| siRNA医薬 | PRDM14 | siRNAと当社独自の核酸デリバリー技術からなる核酸医薬（NC-6100）であり、治癒的切除不能又は遠隔転移を有する再発乳がんを対象に公益財団法人がん研究会有明病院において医師主導第Ⅰ相臨床試験が開始されております。                                   |
| ASO医薬   | TUG1   | ASOと当社独自のデリバリー技術からなる核酸医薬であり、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学との共同研究プロジェクトです。次期パイプライン候補として、非臨床試験を推進中です。本件は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の革新的がん医療実用化研究事業に採択されております。 |
| mRNA医薬  | RUNX1  | mRNA医薬を用いた変形性関節症に対する機能維持治療法の開発を目指すものであり、AMEDの医療研究開発革新基盤創成事業に採択され、アクセリード株式会社と共同で設立した株式会社PrimRNAが主体となり研究開発を推進します。                                |

③ M&Aや提携の推進

グローバルで最先端の新しい治療法の獲得、オープンイノベーションで多様な革新的技術の取り込みを推進し、創薬企業として持続成長モデルの実現を目指します。当社は従来より、医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるための、資本・事業提携等による外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図るためのM&A等に関する検討を行っており、その一環として、2020年9月にアキュルナ株式会社を吸収合併しております。今後もM&A相手先企業について、引き続き幅広く検討してまいります。今後は、1）核酸創薬等の事業拡大のための有力な企業、2）医薬品事業の経営基盤強化（開発、製造、販売体制構築等）の上で有力な企業との業務提携や新規事業が検討対象となります。この他、当社は2017年11月にVBLから「VB-111」の国内開発権をライセンス・インしていますが、このような臨床後期ステージの有力な他社パイプラインの導入等も対象に検討を進めてまいります。

**(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）**

当社の主たる事業は、有効な治療法がない患者さんに対し新たな治療を提供することを目指し、独自のDDS技術を活用した抗がん剤の開発や、新しいモダリティ技術による遺伝子治療製品、核酸創薬による難治がん治療薬や再生医薬の開発にも取り組んでおります。現在、VB-111（卵巣がん）、ENT103（中耳炎）、NC-6004（頭頸部がん）、NC-6300（軟部肉腫）、核酸医薬NC-6100（乳がん）の5つの医薬品候補が臨床試験段階にあります。これらの医薬品を患者さんにお届けし、健康と幸福に貢献することを目的としております。

**(6) 主要な営業所（2021年3月31日現在）**

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 本 社                           | 千葉県柏市      |
| 研 究 所                         | 千葉県柏市      |
| 東 京 オ フ ィ ス                   | 東京都中央区     |
| i C O N M ラ ボ<br>(川崎サテライト研究所) | 神奈川県川崎市川崎区 |

(注) 2021年4月1日付で本社及び研究所の機能をそれぞれ東京オフィス及びiCONMラボへ移転いたしました。

**(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）**

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 27名     | 2名減       | 49.5歳   | 6.1年   |

(注) 使用人数は就業員数であります。

**(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）**

該当事項はありません。

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 130,122,800株  
 (2) 発行済株式の総数 69,882,158株  
 (3) 株主数 40,909名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                    | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|------------------------------------------|-----------------|---------|
|                                          | 持 株 数           | 持 株 比 率 |
| 信 越 化 学 工 業 株 式 会 社                      | 1,660,000株      | 2.38%   |
| ファストトラックイニシアティブ2号<br>投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 | 1,557,306       | 2.23    |
| 協創プラットフォーム開発1号<br>投 資 事 業 有 限 責 任 組 合    | 1,213,559       | 1.74    |
| 中 富 一 郎                                  | 969,000         | 1.39    |
| 松 井 証 券 株 式 会 社                          | 802,400         | 1.15    |
| C Y N T E C C O . , L T D .              | 787,400         | 1.13    |
| ノ ー リ ツ 鋼 機 株 式 会 社                      | 750,000         | 1.07    |
| 京 滋 建 設 株 式 会 社                          | 640,900         | 0.92    |
| 木 村 昌 二                                  | 610,000         | 0.87    |
| 大 和 証 券 株 式 会 社                          | 465,400         | 0.67    |

（注）持株比率は、自己株式（3,226株）を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を含む。）6名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2020年7月23日付で以下のとおり普通株式28,700株を発行いたしました。

| 区分            | 交付した株式の数 | 交付対象者数 |
|---------------|----------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 22,300株  | 2名     |
| 社外取締役         | 6,400株   | 4名     |
| 監査役           | 一株       | 一名     |

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度末における新株予約権等の状況

| 名称<br>(発行年月日)              | 行使期間                       | 新株予約権<br>の数 | 目的となる<br>株式の数 | 行使価額       |
|----------------------------|----------------------------|-------------|---------------|------------|
| 第11回新株予約権<br>(2014年4月2日)   | 2016年4月3日<br>～2021年4月2日    | 個<br>455    | 株<br>45,500   | 円<br>1,620 |
| 第13回新株予約権<br>(2014年9月3日)   | 2016年9月3日<br>～2021年9月2日    | 125         | 12,500        | 1,372      |
| 第15回新株予約権<br>(2015年10月30日) | 2015年11月2日<br>～2022年10月31日 | 20,610      | 2,061,000     | 1,140      |
| 第18回新株予約権<br>(2019年5月13日)  | 2019年5月14日<br>～2021年12月29日 | 78,400      | 7,840,000     | 383        |

- (注) 1. 第11回新株予約権及び第13回新株予約権は、ストックオプション付与を目的として金銭による払込みを要しない形で発行しております。
2. 第11回新株予約権及び第13回新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めておりますが、行使時点においても当社の取締役、監査役、従業員または協力者として取締役会にて承認された地位にあることを定めております。
3. 第18回新株予約権は、第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第19回新株予約権の発行により、2021年5月11日付で行使価額が382円に調整されております。

#### (2) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (4) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名        | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                   |
|---------------|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 松 山 哲 人    | CEO<br>株式会社イントラスト取締役                                                      |
| 取 締 役         | 秋 永 士 朗    | 研究開発本部長CSO                                                                |
| 取 締 役         | 藤 本 浩 治    | コーポレート本部長                                                                 |
| 取 締 役         | 岡 野 光 夫    | 東京女子医科大学名誉教授・特任教授・先端生命医科学センター長<br>米国ユタ大学薬学部併任教授・細胞シート再生医療センター長            |
| 取 締 役         | 片 岡 一 則    | 公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長・ナノ医療イノベーションセンター センター長<br>東京大学名誉教授・特任教授<br>日産化学株式会社取締役 |
| 取 締 役         | ミシュラ マニッシュ | 株式会社Bridge & Sun代表取締役社長                                                   |
| 常 勤 監 査 役     | 野 口 勘 四 郎  |                                                                           |
| 監 査 役         | 森 嶋 正      | 森嶋公認会計士事務所代表                                                              |
| 監 査 役         | 中 山 美 恵 子  | 悠綜合法律事務所パートナー弁護士                                                          |

- (注) 1. 取締役岡野光夫、片岡一則及びミシュラマニッシュは、社外取締役であります。  
 2. 監査役野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子は、社外監査役であります。  
 3. 監査役森嶋正は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は、取締役岡野光夫及び片岡一則並びに監査役野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 当事業年度中に取締役の地位及び担当が次のとおり変更されました。

| 氏 名     | 地位及び担当並びに重要な兼職の状況             |                     |           |
|---------|-------------------------------|---------------------|-----------|
|         | 異動前                           | 異動後                 | 異動年月日     |
| 秋 永 士 朗 | 社外取締役<br>アキュルナ株式会社<br>代表取締役社長 | 取 締 役<br>研究開発本部長CSO | 2020年9月1日 |

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退任日        | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|------------|------|---------------------|
| 中 富 一 郎 | 2020年6月26日 | 任期満了 | 取締役                 |
| 大 橋 彰   | 2020年6月26日 | 任期満了 | 取締役                 |

**(3) 責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

**(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は以下の役員等賠償責任保険を契約しております。

- ① 被保険者の範囲  
当社及び当社子会社の全ての役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員
- ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

**(5) 取締役及び監査役の報酬等**

- ① 当事業年度における報酬等の総額

| 区 分      | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額<br>(百万円) |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------|-----------------|---------------------|------------|-----------------------|
|          |                 | 基本報酬                | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役    | 61              | 57                  | 4          | 8                     |
| 監 査 役    | 13              | 13                  | －          | 3                     |
| 合 計      | 74              | 70                  | 4          | 11                    |
| (うち社外役員) | (22)            | (22)                | (0)        | (8)                   |

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
3. 上記の譲渡制限付株式報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。
4. 社外役員の報酬額には、期中に社外取締役から取締役に變更となった1名の社外取締役期間分の報酬を含んでおります。

## ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において同方針の一部変更に関する決議を行っております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

### a. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として決定され、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成される。

### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績及び業績への各人の貢献度など諸般の要因を考慮し、他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしている。

### c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に付与される譲渡制限付株式報酬の額は、定時株主総会の日から1か月以内に開催される取締役会において役位毎に定められた額が決定され、同取締役会決議から1ヶ月を経過する日までに付与される。

### d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の額の割合は、当社の業績及び業績への各人の貢献度、社会情勢など諸般の要因を考慮し決定する。

### e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名・報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役に提示し、審議を経て取締役会決議により決定される。

### f. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項なし。

## ③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

#### ④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

#### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は4名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第24回定時株主総会において、株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年200,000株以内（社外取締役も付与対象）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役含む）の員数は、6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

### (6) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役岡野光夫は、東京女子医科大学名誉教授・特任教授・先端生命医科学研究センター長であり、米国ユタ大学薬学部の併任教授・細胞シート再生医療センター長であります。なお、当社は東京女子医科大学及びユタ大学との間に取引関係はありません。
- ・取締役片岡一則は、公益財団法人川崎市産業振興財団副理事長・ナノ医療イノベーションセンターセンター長、東京大学名誉教授・特任教授及び日産化学株式会社取締役を兼務しております。当社は、公益財団法人川崎市産業振興財団よりiCONMラボを賃借しております。また、当社は同財団及び東京大学との間で共同研究及びそれに付随する取引があります。なお、日産化学株式会社との間に取引関係はありません。
- ・取締役ミシュラマニッシュは、株式会社Bridge & Sunの代表取締役社長であります。なお、当社は同社との間に取引関係はありません。
- ・監査役森嶋正は、森嶋公認会計士事務所の代表であります。なお、当社は同公認会計士事務所との間に取引関係はありません。
- ・監査役中山美恵子は、悠綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社は同法律事務所との間に取引関係はありません。

#### ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

|                | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 岡 野 光 夫    | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。当社技術の発明者の一人として、研究開発方針、研究開発活動の決定等において技術的または事業戦略的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について意見をいただいております、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。                  |
| 取締役 片 岡 一 則    | 就任後、当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。長年にわたりバイオマテリアルの研究に従事し、当社技術の発明者として、研究開発体制や核酸創薬の研究開発方針に関する発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について意見をいただいております、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。         |
| 取締役 ミシュラ マニツシュ | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席いたしました。国内外の事業会社及び投資会社での経験を通じて培った企業経営、企業再生及び企業成長戦略の専門家としての視点に基づき、当社の事業戦略や成長シナリオに関しての発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役として当社が期待する役割を果たしております。                                              |
| 監査役 野 口 勘四郎    | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会17回全てに出席いたしました。前職での総務部長及び監査役業務を通じて培われた幅広い経験及び見識を生かし、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を常時監視し、取締役会において、議案審議等につき必要な発言を行っております。また、監査役会において、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況等に関する調査結果ならびに監査所見の報告等を行っております。 |
| 監査役 森 嶋 正      | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会17回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                                                                         |
| 監査役 中 山 美恵子    | 当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、監査役会17回全てに出席いたしました。弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、取締役会において、客観的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制の適正性等に関し適宜、必要な発言を行っております。                                                                       |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

① 当事業年度における会計監査人としての報酬等の額 21,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額 21,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC 企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。

また、定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。

- ② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。
- ③ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。

- ② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月1回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して敏速に的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、業務執行手続の詳細について定める。
- ③ 取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。  
また、常勤監査役の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時、取締役の職務執行について監視することとする。

#### **(5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理方法及び子会社における権限と責任を明確にし、子会社の業務執行体制の整備に関する指導・支援を行うものとする。
- ② 当社は、子会社の重要な意思決定は当社の事前承認を得た上で行うよう定めるとともに、子会社に職務執行及び事業状況を定期的に報告させるものとする。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフを置くこととする。監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査役会の同意を必要とし、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅延なく監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ② 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその報告を求めることができることとする。
- ③ 内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ④ 当社は前各項に従い監査役への報告を行った当社取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止する。
- ⑤ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求が当該監査役の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、当社におけるコンプライアンス体制の基礎となる「NC 企業倫理基準」において、法令及び企業倫理の遵守を掲げ、役職員への周知を図るため、社内イントラネット上で常時閲覧可能な状態にしており、入社時の研修等において適宜説明を行っております。

また、内部通報に関する規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るための相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため危機管理規程を制定し、危機管理委員会を中心に危機管理の適切な遂行を図る体制を整えております。

また、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては、取締役会で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

③ 取締役の職務執行

定時取締役会を月に1回、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、社外取締役を選任し、当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。

④ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、各部門の監査結果を代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

⑤ 監査役の職務執行及び監査役監査の実効性確保

監査役会は3名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行い、月に1回監査役会を開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換を行っております。

また、取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保を図っております。

この他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換及び、常勤取締役と定期的な面談を行っております。

なお、必要に応じて監査役スタッフを置くこととしておりますが、現在当該スタッフはおりません。

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                      | 金 額               |
|------------------------|------------------|--------------------------|-------------------|
| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                  |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>6,902,163</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>265,374</b>    |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,891,799        | 買 掛 金                    | 5,263             |
| 受 取 手 形                | 20,350           | 未 払 金                    | 118,856           |
| 売 掛 金                  | 24,068           | 未 払 費 用                  | 23,391            |
| 有 価 証 券                | 2,510,586        | 未 払 法 人 税 等              | 10,552            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 138,325          | 前 受 金                    | 65,000            |
| 前 渡 金                  | 156,858          | 預 り 金                    | 3,455             |
| 前 払 費 用                | 70,224           | 前 受 収 益                  | 36,903            |
| 未 収 消 費 税 等            | 55,307           | 資 産 除 去 債 務              | 1,850             |
| 未 収 入 金                | 27,731           | そ の 他                    | 100               |
| そ の 他                  | 6,911            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>55,622</b>     |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>918,805</b>   | 繰 延 税 金 負 債              | 4,880             |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,264</b>     | 資 産 除 去 債 務              | 25,057            |
| 建 物 附 属 設 備            | 49,009           | 長 期 預 り 保 証 金            | 22,444            |
| 構 築 物                  | 1,705            | そ の 他                    | 3,240             |
| 機 械 及 び 装 置            | 669,522          | <b>負 債 合 計</b>           | <b>320,996</b>    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 13,326           | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △729,299         | <b>株 主 資 本</b>           | <b>7,424,394</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>13,438</b>    | 資 本 金                    | 328,984           |
| 実 施 許 諾 権              | 13,288           | 資 本 剰 余 金                | 9,931,231         |
| 電 話 加 入 権              | 149              | 資 本 準 備 金                | 9,931,231         |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 0                | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>△2,835,793</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>901,102</b>   | そ の 他 利 益 剰 余 金          | △2,835,793        |
| 投 資 有 価 証 券            | 686,775          | 繰 越 利 益 剰 余 金            | △2,835,793        |
| 関 係 会 社 株 式            | 0                | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△27</b>        |
| 長 期 前 払 費 用            | 14,481           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          | △8,051            |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 199,844          | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金  | △8,051            |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>7,820,968</b> | <b>新 株 予 約 権</b>         | <b>83,629</b>     |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>7,499,972</b>  |
|                        |                  | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>7,820,968</b>  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |           |
|--------------|-----------|-----------|
| 売上高          |           | 313,264   |
| 売上原価         |           | 38,369    |
| 売上総利益        |           | 274,895   |
| 販売費及び一般管理費   |           | 1,577,777 |
| 営業業損失        |           | 1,302,882 |
| 営業外収益        |           |           |
| 受取利息         | 14,046    |           |
| 為替差益         | 13,041    |           |
| その他の         | 81        | 27,169    |
| 営業外費用        |           |           |
| 株式交付費        | 1,390     |           |
| その他の         | 1,661     | 3,052     |
| 経常損失         |           | 1,278,764 |
| 特別損失         |           |           |
| 固定資産除売却損     | 11        |           |
| 減損損失         | 1,553,251 | 1,553,262 |
| 税引前当期純損失     |           | 2,832,027 |
| 法人税、住民税及び事業税 |           | 3,766     |
| 当期純損失        |           | 2,835,793 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本       |           |              |             |              |             |      |            |
|-------------------------|------------|-----------|--------------|-------------|--------------|-------------|------|------------|
|                         | 資本金        | 資本剰余金     |              |             | 利益剰余金        |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                         |            | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
|                         |            |           |              |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |      |            |
| 当 期 首 残 高               | 4,135,865  | 8,378,511 | －            | 8,378,511   | △3,818,187   | △3,818,187  | △27  | 8,696,161  |
| 当 期 変 動 額               |            |           |              |             |              |             |      |            |
| 新 株 の 発 行               | 11,306     | 11,306    |              | 11,306      |              |             |      | 22,612     |
| 合 併 による 増加              |            | 1,541,413 |              | 1,541,413   |              |             |      | 1,541,413  |
| 資本金から剰余金<br>への 振 替      | △3,818,187 |           | 3,818,187    | 3,818,187   |              |             |      |            |
| 欠 損 填 補                 |            |           | △3,818,187   | △3,818,187  | 3,818,187    | 3,818,187   |      |            |
| 当 期 純 損 失               |            |           |              |             | △2,835,793   | △2,835,793  |      | △2,835,793 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |            |           |              |             |              |             |      |            |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △3,806,881 | 1,552,719 | －            | 1,552,719   | 982,393      | 982,393     | －    | △1,271,767 |
| 当 期 末 残 高               | 328,984    | 9,931,231 | －            | 9,931,231   | △2,835,793   | △2,835,793  | △27  | 7,424,394  |

|                         | 評価・換算差額等             |                | 新株予約権   | 純資産合計      |
|-------------------------|----------------------|----------------|---------|------------|
|                         | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高               | △20,895              | △20,895        | 93,700  | 8,768,967  |
| 当 期 変 動 額               |                      |                |         |            |
| 新 株 の 発 行               |                      |                |         | 22,612     |
| 合 併 による増加               |                      |                |         | 1,541,413  |
| 資本金から剰余金<br>への振替        |                      |                |         |            |
| 欠 損 填 補                 |                      |                |         |            |
| 当 期 純 損 失               |                      |                |         | △2,835,793 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 12,844               | 12,844         | △10,071 | 2,772      |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 12,844               | 12,844         | △10,071 | △1,268,994 |
| 当 期 末 残 高               | △8,051               | △8,051         | 83,629  | 7,499,972  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

ナノキャリア株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢 嶋 泰 久 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 瀧 浦 晶 平 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナノキャリア株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年4月23日開催の取締役会において、第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第19回新株予約権の発行を決議し、割当を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

|              |         |      |  |
|--------------|---------|------|--|
| ナノキャリア株式会社   |         | 監査役会 |  |
| 常勤監査役（社外監査役） | 野 口 勘四郎 | 印    |  |
| 監査役（社外監査役）   | 森 嶋 正   | 印    |  |
| 監査役（社外監査役）   | 中 山 美恵子 | 印    |  |

以 上

メモ欄

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内図

**日時** 2021年6月24日（木曜日）  
午前10時 開会

**会場** 千葉県柏市若柴178番地4  
柏の葉カンファレンスセンター  
(三井ガーデンホテル柏の葉2階)



### <交通のご案内>

つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅西口徒歩1分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。